

医療法人財団厚生協会 東京足立病院

「一般事業主行動計画」

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全体が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 27 年 4 月 11 日から平成 32 年 4 月 10 日までの 5 年間

2. 内 容

目標 1 : 育児・介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜業の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度を職員に周知させる。

(対策)

平成 27 年 5 月

育児・介護休業規定と案内文を作成し職場に配布し周知させる。

目標 2 : 年次有給休暇の取得率の職場間格差を是正する。

(対策)

平成 27 年 5 月以降

毎月の事務局会議にて各職場の年次有給休暇の取得実績を確認する。

取得率の低い職場には、担当部長が職場長から職場環境を聴取、助言し改善を促す。